

# 自然環境を支える地域づくり事業実施要領 (保全施設の設置・修繕等への支援)

自然環境を支える地域づくり事業（保全施設の設置・修繕等への支援）の実施に当たっては、この要領の定めるところによる。

## 第1条 目的

県内の自然環境保全を推進するため、ボランティアなど地域の団体が行う取組（保全施設の設置・修繕等）を支援し、保全活動の体制づくりの促進を図る。

## 第2条 事業実施主体

事業実施主体は、県内の自然環境の保全に取り組んでいるあるいは取り組む予定である団体で、次に掲げる要件を備えているものをいう。

- (1) 組織の規約及び代表者を定めていること
- (2) 総会を毎年開催していること

## 第3条 事業実施主体の活動

事業実施主体が行う活動（以下「活動」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (1) 自然公園等における植生復元等の自然再生
- (2) 自然公園等における自然環境保全のための施設の設置・修繕等
- (3) 上記以外で知事が必要と認めるもの

## 第4条 事業認定等

- 第3条に規定する活動を実施し、第8条に規定する支援を受けようとする事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（第1号様式）を、知事に提出するものとする。
- 2 県は、別に定めるところにより事業認定審査会を設置し、事業実施主体及び事業の内容を認定基準に基づき審査する。審査の結果、支援することが適当と認めたときは、これを認定（第2号様式）する。
- 3 事業実施に係る土地の所有者等との調整や法令の許可手続等は、前項の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）が行うものとする。
- 4 認定団体による事業実施活動中の事故及び第三者との紛争については認定団体の責任とする。

## 第5条 認定基準

県は、事業実施計画書に基づき、次の事項を総合的かつ公正に審査し、必要があるときはヒアリングを行う。

- (1) 団体活動の目的・内容が実施要領の趣旨に合致すること
- (2) 保全しようとする対象が明確であること
- (3) 団体の活動により自然環境の保全が見込まれること

- (4) 活動に伴い、活動地域に外来生物等が持ち込まれる危険性がないこと
- (5) 事業の期間が明確であること
- (6) 団体の規約等により、責任体制が明確であること
- (7) 活動に係る土地の所有者等の承諾を得ていること又は得ることが見込まれること
- (8) 事業に伴い設置する施設を事業後も適切に管理できること
- (9) 自然環境保全のための看板等を設置する場合においては、国等が定めるデザインの基準に適合していること
- (10) 支援を受けようとする事業実施主体が過去に同一の活動で同事業の認定を受けていないこと

## 第6条 認定団体の公表

県は、認定団体を決定したときは、結果を応募団体に通知するとともに県のホームページで公表する。

## 第7条 事業期間

認定団体が行う事業実施は原則1年度とする。ただし、知事が必要と認めた場合には、連続する2年度に限り事業を継続することができる。なお、2年度に渡り事業を継続する場合に災害その他やむを得ない理由（認定団体の都合による場合を除く。）により事業を途中で中止した場合に生じた残資材は、次年度に活用することができるものとする。

## 第8条 事業内容

県は、認定団体に対し活動に必要な資材の支給を行い、認定団体への金銭の負担はしない。

## 第9条 支援費の範囲

資材の支給に要する費用の上限は、1年度20万円以内とする。

## 第10条 事業実施計画の変更

第4条の規定により認定された事業実施計画を変更する場合は、実施計画変更承認申請書（第1号様式）を知事に提出し承認（第2号様式）を得なければならない。

## 第11条 実績の報告

認定団体は、事業が完了したときは速やかに事業実績報告書（第1号様式（別記））を知事に提出するものとする。

## 第12条 認定の取り消し

県は、認定団体が次の各号の一に該当したときは、第4条第2項に規定する認定を取り消すことができる。

- (1) 団体が解除の申し出をしたとき
- (2) 活動の実施または効果が見込めないとき
- (3) 土地所有者等の同意が得られなくなったとき
- (4) その他不適当と判断される行為があったとき

#### 第13条 事業中止

認定団体は、事業実施を年度途中で中止しようとするときは、あらかじめ県に協議（第3号様式）し承認を受けなければならない。この場合は、支援に要した費用のうち残資材に相当する費用を県に支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由（認定団体の都合による場合を除く。）により中止する場合は、この限りではない。

#### 第14条 原状回復

認定団体の活動により自然環境を損ね、又は利用施設の修繕等に寄与しなかつた場合は、支援に要した費用を県に支払うとともに原状に回復しなければならない。

#### 付則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

年　月　日

新潟県知事 様

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

「自然環境を支える地域づくり事業（保全施設の設置・修繕等への支援）」  
実施計画（変更）承認申請書

自然環境を支える地域づくり事業を実施したいので、自然環境を支える地域づくり事業実施要領第4条（変更の場合は第10条）の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

記

1 事業実施計画書 別添のとおり

第1号様式（別記）

「自然環境を支える地域づくり事業（保全施設の設置・修繕等への支援）」  
実施・変更計画書（実績報告書）

年　月　日

1 事業実施主体の概要

1 名称	
2 代表者職名・氏名	
3 所在地及び連絡先	
住所	
電話	
FAX	
E-mail	
担当者	
4 設立年月日	
5 活動の目的	
6 活動地域	
7 保全対象	

2 事業内容

事業内容	実施時期	具体的な内容	備考

（注）連続する2年度に事業の継続を希望する場合は、行を追加し2年度分の内容を記入する。

3 資材費

事業項目	資材名	数量	単価	金額	積算基礎
合計	—	—	—	—	—

（注）連続する2年度に事業の継続を希望する場合は、行を追加し2年度分の内容を記入する。

4 土地の所有者の承諾

1 土地所有者名	
2 承諾の見込み・調整状況	
3 貸付契約の予定	

5 事業後の施設の管理

1 事業後の施設管理者	
2 管理の内容及び頻度	

添付書類

- (実施計画書) 1 団体の規約、構成員名簿及び総会資料  
2 活動予定地を明確にした地図  
3 活動予定地の写真  
4 資材の使用、配置等を示す図面  
5 資材の詳細な仕様を示す等及び必要資材の2者以上の見積書
- (実績報告書) 1 事業実施状況が確認できる写真

第2号様式

「自然環境を支える地域づくり事業（保全施設の設置・修繕等への支援）」  
実施・変更計画認定書

(番 号)  
年 月 日

(認定団体名) 様

新潟県知事

自然環境を支える地域づくり事業実施要領第4条（変更の場合は第10条）の規定により、次のとおり、

- 貴団体を自然環境を支える地域づくり事業団体として認定し、実施計画を承認します。  
変更計画を承認します。

第3号様式

「自然環境を支える地域づくり事業（保全施設の設置・修繕等への支援）」  
の中止承認申請について

年　月　日

新潟県知事 様

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名

年　月　日付け　第　号により、認定を受けた標記事業について中止したいので、自然環境を支える地域づくり事業実施要領第13条の規定により承認願いたく申請します。

記

1 中止の理由

2 中止後の措置